

2016年11月14日

民 進 党
代 表 蓮 舫 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

熊本震災からの復旧・復興に関する要請書

日頃より地方自治の発展と市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

さて、2016年4月に発生した熊本地震は、市民生活と経済活動に甚大な被害をもたらし、今なお、生活再建への道は遠いと言わざるを得ません。

当該の地方自治体が総力を挙げて被災地の復旧・復興に取り組むためには、財源と人材の確保が不可欠です。しかし、東日本大震災の際と同様の財政負担等にかかる特別な立法措置が現時点で見込めない中であって、震災対応には通常の自治体年間予算をはるかに上回る事業費が必要とされる一方で、熊本県および被災市町村の財政は非常に厳しく、現有の各種基金も枯渇しかねない状況ともなっています。

つきましては、2017年度政府予算編成において、被災住民や復旧業務に携わる職員が安心して生活し円滑に活動できるよう、復旧・復興に関する予算の拡大・重点配分をはかるとともに、補助対象事業の拡大・延長を強く要請します。

記

1. 財政支援策の拡充

- (1) 被災自治体が迅速かつ積極的に復旧・復興事業に取り組むためには、被災自治体の財政負担は可能な限り縮小することが必要であり、各事業の補助率の引き上げ、一般財源負担分に対して起債によって事業費を捻出する場合の地方交付税措置（起債元利償還金に対する特別交付税措置）、特別交付税の確保等により、必要な財源総額を確保すること。
- (2) 激甚災害指定の対象外となる施設について、十分な財政支援を確保すること。
 - ① 重要な防災拠点でもある自治体の仮設庁舎建設や損壊庁舎（庁舎敷地・設備含む）の補修について、財政支援を行うこと。
 - ② 学校関連施設、文化・体育施設、公民館等の復旧に対する補助率の引き上げを

はじめとした財政支援を行うこと。

- ③ 熊本市民病院をはじめとした被災地の病院の再建、および社会福祉施設の補修・復旧に対する財政支援を行うこと。
 - ④ 災害廃棄物（公費解体を含む）に対する補助率の引き上げをはじめとした財政支援を行うこと。
- (3) 各府省庁や他の自治体からの派遣職員にかかる人件費については、国の負担とすること。
 - (4) 罹災証明書発行や農地・道路等の被害状況を迅速に把握するため、当該被災自治体職員以外の民間事業者（建築士・コンサルタント等）を活用せざるを得ない状況も生じていることから、その場合の事業費・委託費等に対する財政支援を行うこと。
 - (5) 自治体職員には膨大な時間外勤務が生じていることから、財源不足による未払い等が生じないように、必要な人件費についての措置を講じること。さらに、復旧・復興事業を行うために新たに任用した職員の人件費について、財政支援を行うこと。

2. 被災自治体への人的支援とメンタルヘルス対策

- (1) 被災自治体への人的支援は引き続き必要であることから、全国的な支援体制を確立すること。
- (2) 必要とされる土木・技術・建築など専門的知識・技能を持つ職員の派遣について、国としての対策を講じること。
- (3) 支援を行った側の自治体に対しても、必要な財政支援を行うこと。
- (4) 被災自治体および被災自治体に職員を派遣する自治体において、震災復旧に従事する職員の健康をサポートする体制をつくとともに、メンタルヘルス対策をはじめとする健康管理に要する費用について、十分な財政支援を行うこと。

3. 復興事業の期間の延長と窓口の一本化

- (1) 農地・農業用施設をはじめとした災害復旧事業の査定設計書の提出と国の現地査定は「年内」等とされているものの、甚大かつ広域にわたる被害を受けた自治体においては、期間内での設計書の策定が難しいこと、震災後の台風・大雨、先日の阿蘇噴火等への対応により作業が遅れていること、当該設計書に掲載されない被害は国の災害復旧事業から除外されることから、実態を十分に踏まえ、査定期間の延長や災害査定の簡素化、派遣職員の増員など必要な措置を講じること。
- (2) 災害復旧事業の完了は査定後3年間とされているが、施工業者不足や一般財源負担分の確保により、期間内での終了が困難となることも想定されることから、実情を踏まえ必要な期間を延長すること。
- (3) 被災家屋の公費解体については2年以内とされているが、被害規模の違いや阿蘇大橋の崩落をはじめとした幹線道路の損壊、自治体内業者の多寡等により、期間内

での終了が困難となることも想定されることから、実情を踏まえ必要な期間を延長すること。

- (4) 地方自治体が復旧・復興事業に関する協議や申請等を各府省の所管ごとに行うことが煩雑かつ非効率となっていることから、国における窓口を一本化すること。

4. 2018年度以降の財政支援と今後の震災対策

- (1) 復旧・復興に要する地方負担分は、通常の前算とは別に計上すること。
- (2) 甚大な被害をもたらす災害が頻発していることから、特別措置法を制定しない場合や激甚災害指定にかかる事業・施設以外の事業についても国による高率負担を可能にするなど、災害復旧事業における国庫補助負担金のあり方について見直しを行うこと。
- (3) 被災地の復興を担う人材育成のため、専門職の育成・確保を含め、長期的視点での財源を確保すること。
- (4) 震災は全国で発生しうることから、避難・復旧・復興の拠点となる自治体庁舎や医療・福祉施設の耐震化をこれまで以上に推進することが求められており、施設の耐震化や補強等に対する財政支援を継続・拡充すること。
- (5) 来年度以降、被災自治体では大幅な税収減が想定されるが、適切に基準財政収入額等に反映させること。

以 上